

佐世保市立総合病院の 地方独立行政法人化に向けて

第 1 回評価委員会説明資料

平成 27 年 7 月 22 日（水）

- 1 佐世保市立総合病院の経営形態見直しに関する経過 （P 1）
- 2 佐世保市立総合病院における地方公営企業法全部適用下での問題点 （P 2）
- 3 佐世保市立総合病院 地方独立行政法人化スケジュール （P 3）

【参考 1】 地方独立行政法人とは？ （P 4）

【参考 2】 地方独立行政法人移行後の市・議会との関係等について （P 5）

【参考 3：別冊】 佐世保市立総合病院の経営形態見直しに対する答申

佐世保市立総合病院

1 総合病院の経営形態見直しに関する経過

総合病院は、昭和 21 年佐世保市立市民病院として発足以降、地域医療支援病院、地域がん診療連携拠点病院、地域周産期母子医療センター、高次脳卒中センター、救命救急センター等として、佐世保・県北地域の医療を担う中核的役割を果たしている。

(経緯)

- 平成 17 年度 市立総合病院のあり方検討委員会開催。
- 平成 19 年 3 月 市立総合病院のあり方検討委員会より提言を受ける。
- 平成 19 年 3 月 佐世保市立総合病院運営指針策定
- 平成 19 年 4 月 **地方公営企業法全部適用**
- 平成 20 年 10 月 佐世保市総合病院事業懇話会（病院運営に関する助言等を行う機関）の設置
- 平成 24 年 5 月 全国自治体立優良病院表彰受賞
- 平成 25 年 3 月 新しい佐世保市立総合病院運営指針策定
- 平成 26 年 2 月 総合病院の経営形態見直しに関する市長の指示
- 平成 26 年 8 月 佐世保市総合病院事業懇話会より佐世保市立総合病院の経営形態見直しに対する答申を受ける。
- 平成 26 年 9 月 佐世保市長 総合病院の独立行政法人化を表明
- 平成 26 年 10 月 総合病院内に法人化準備室を設置
- 平成 27 年 3 月 地方独立行政法人佐世保市立総合病院定款議決（3 月市議会）

2 佐世保市立総合病院における地方公営企業法全部適用下での問題点

少子・高齢化が進み、労働人口が減少する中、現行の「全適」下では、年々増大する社会保障費の抑制に向けた国の医療制度の動きや、地域の中核病院として担うべき医療体制の構築等に対し、迅速かつ柔軟な対応ができない。

問題

- ・ 職員定数は条例改正が必要
 - ・ 予算は議会の議決が必要
 - ・ 市との交流人事のため、専門的な事務職員の育成が難しい。
(豊かな知識と経験が必要な、医療制度や診療報酬算定等に精通する職員の配置・育成が困難)
- 手続きに相当な時間を要する。
(即効性のある柔軟な対応が困難)

本院が引き続き佐世保・県北の中核病院としての医療機能を維持していくためには・・・

必要

必要に応じた医療スタッフ等の増員

高度な専門性かつ即効性のある柔軟な病院運営

上記問題の解決のためには、独立行政法人への経営形態の移行が必要である。

経営形態として最適

現在の「全適」という経営形態の限界

地方独立行政法人

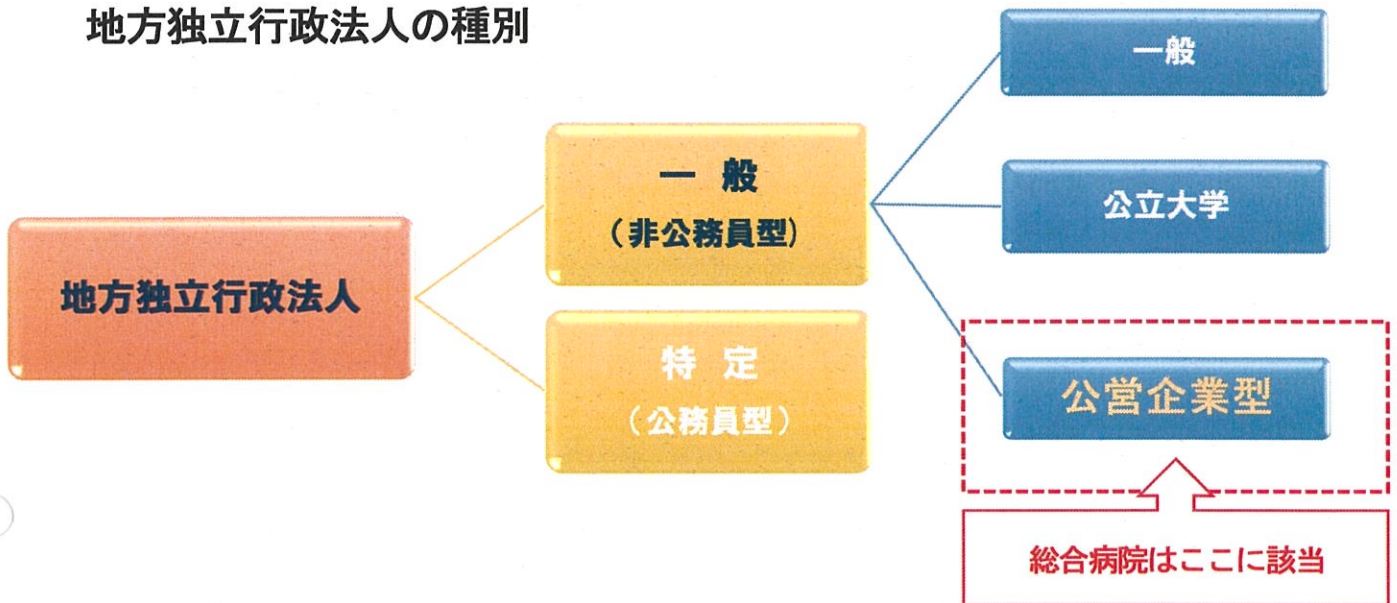
3 佐世保市立総合病院 地方独立行政法人化スケジュール

月	佐世保市	市議会	総合病院
H27			
1月			院内各ワーキングに分かれて準備開始
2月			2/6職員組合との独法移行基本合意 職員説明会 (2/16～職種別、雇用形態別計9回開催)
3月		【3月定例市議会】 定款・評価委員会設置条例の議決	<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">議案</div> 【独法移行に関する 主な準備作業】 中期目標、中期計画 年次計画、業務方法書 理事会準備 例規改廃、院内規定改廃 病院名変更 組合交渉 職員への定期報告 人事・労務・採用 非常勤関係 業務引継ぎ 共済、互助会 財務会計、承継財産 契約見直し 給与・人事システム構築 電子カル等システム修正 院内全揭示改修 法人認可申請 法人設立各種届出 医療法各種届出 施設基準等の届出 各関係機関への諸手続 広報・周知 広報誌・ホームページ構築 など
4月			採用計画準備 理事候補者選任
5月		5/26文教厚生委員会研修会:独法化進捗説明	所属長別ヒアリング 病院名最終検討 5/28 第19回病院事業懇話会
6月			
7月			7/29 第20回病院事業懇話会
8月			
9月		名称変更に伴う定款・評価委員会条例上程	
10月			10/8 第21回病院事業懇話会
11月			
12月		【12月定例市議会】 中期目標、重要財産条例、職員引継ぎ 条例 法人継承権利議案 (ほか)	<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">議案</div>
H28			
1月			法人認可申請
2月			
3月		【3月定例市議会】 中期計画の説明	法人認可 設立登記準備
4月	4/1市長 理事長・監事任命 4/1市長 中期目標指示 4/1市長 中期計画市長認可	4/1【設立登記】 4/1【法人職員採 4/1【理事會開催】 理事任命 業務方法書 年度計画 業務方法書 諸規程承認 4/1【人事給与財務会計システム稼働】 4/20【施設基準届出】	4/1【設立登記】 4/1【法人職員採 4/1【理事會開催】 理事任命 業務方法書 年度計画 業務方法書 諸規程承認 4/1【人事給与財務会計システム稼働】 4/20【施設基準届出】

【参考1】地方独立行政法人とは？

(注) 法：地方独立行政法人法

地方独立行政法人の種別



独立行政法人とは？

(注) 法：地方独立行政法人法

・公共性・透明性・自主性を基本原則（法3条）とし、また中期目標、中期計画による目標管理の仕組みを採用し、地域において必要な政策医療等で、民間に行わせた場合は必ずしも実施されない恐れがある事業を含め、地域において求められている高度・先進医療を、将来にわたり効率的かつ安定的に提供する行わせることを目的として、法の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいいます。

公共性

市が100%出資
 定款は議会の議決
 市長が理事長を任命
 法人が担うべき医療を市が中期目標で指示
 中期目標・中期計画認定時などに議会の議決を要する
 不採算医療（政策医療）に必要な経費は市が負担

透明性

中期目標・中期計画・財務諸表・年度計画の公表
 評価委員会による実績評価・結果公表
 会計監査人による監査

自主性

市とは別の独立した法人（理事会設置）
 中期目標・中期計画等に沿った自主的運営
 人事・予算執行における法人独自の意思決定
 理事長の権限強化と自己責任における経営

目標管理

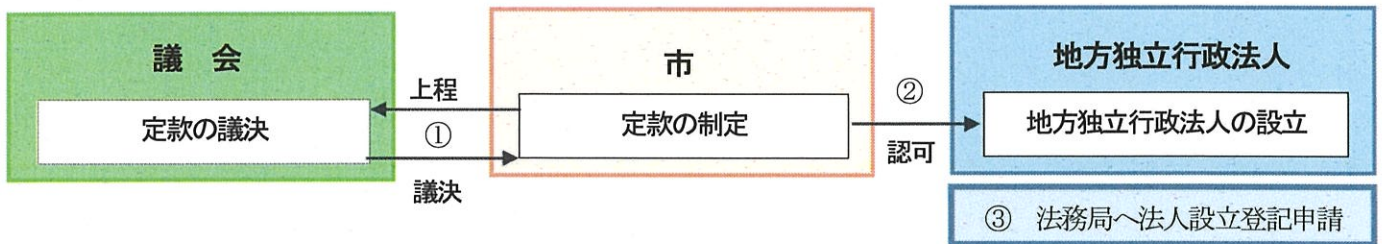
PDCAサイクルの精度化を通じ、効率的な運営と質の高いサービス提供を確保



【参考2】地方独立行政法人移行後の市・議会との関係等について

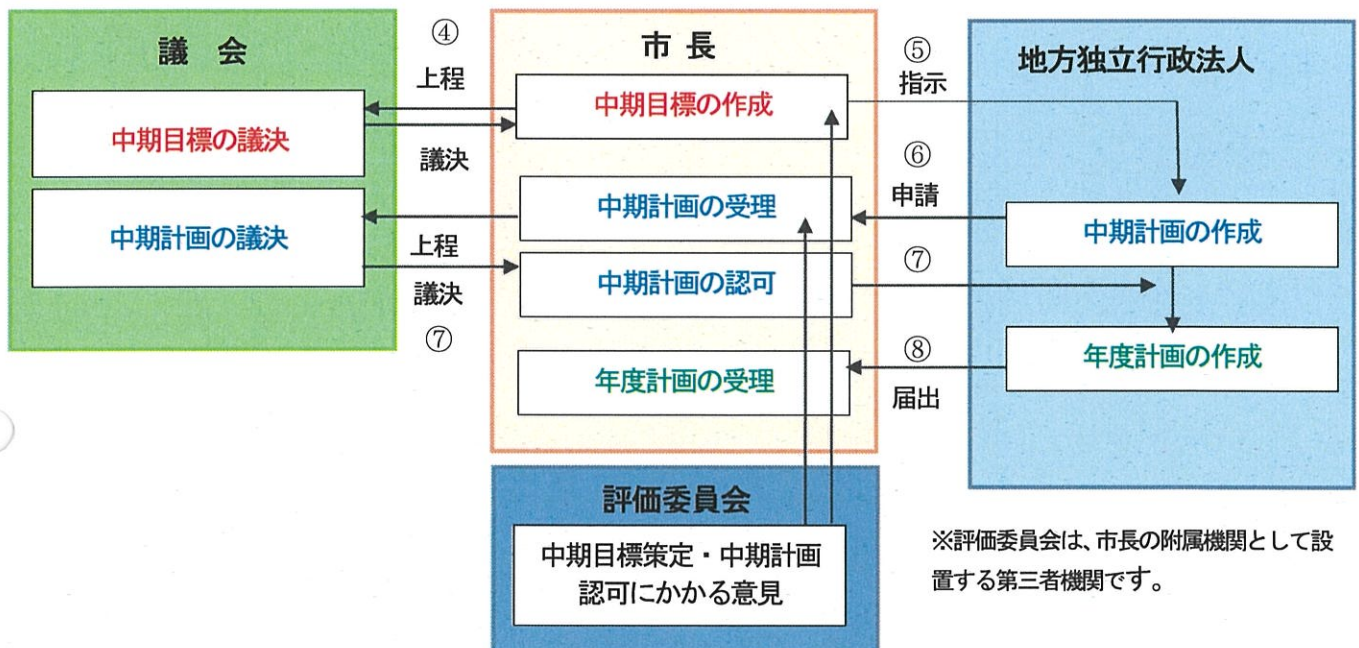
設立

(注) 法:地方独立行政法人法



- ① 市は、議会の議決を経て定款を制定します。(法7条)
- ② 定款の制定後、県知事の認可を受けて地方独立行政法人（以下「法人」といいます。）を設立します。(法7条)
- ③ 法人は、法務局へ設立登記を申請します。(法9条)

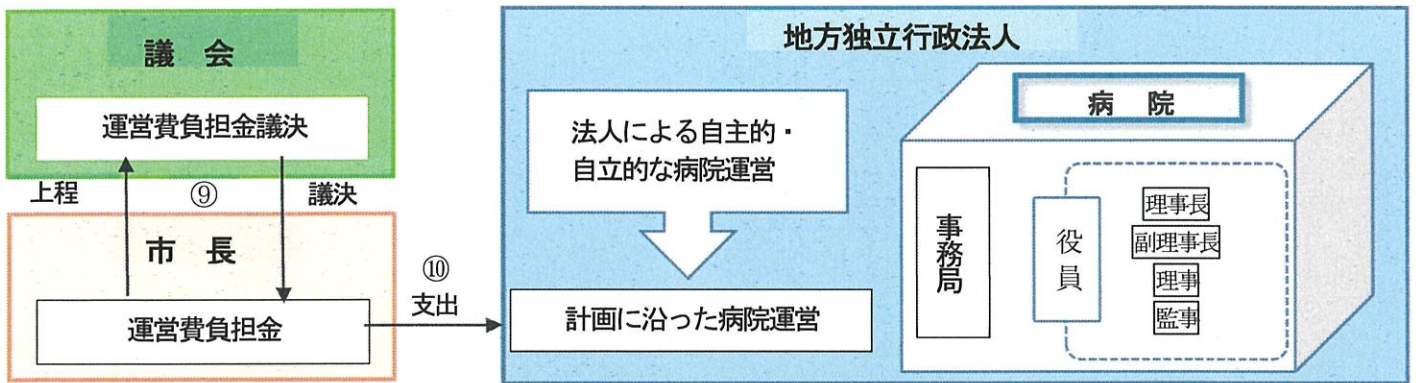
計画



※評価委員会は、市長の附属機関として設置する第三者機関です。

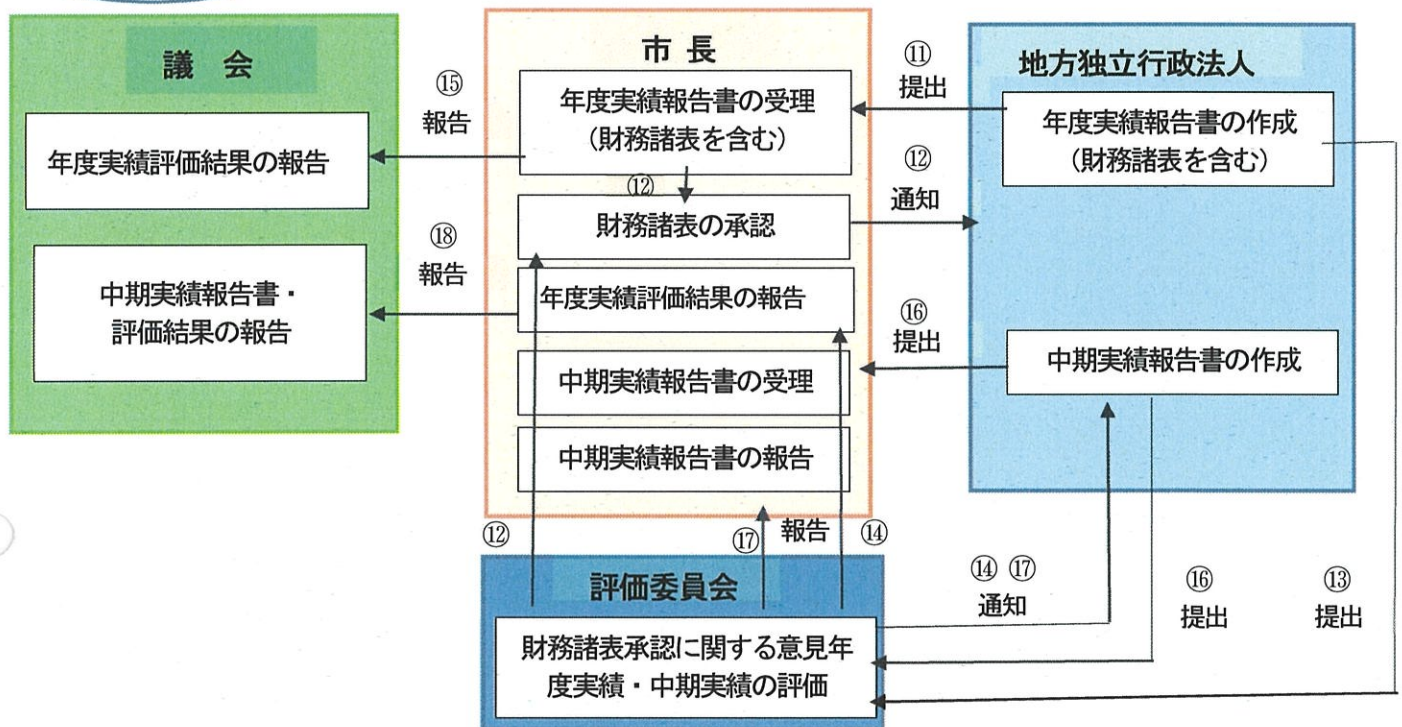
- ④ 市長は、評価委員会の意見を聴き、議会の議決を経て、法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を策定します。(法25条)
- ⑤ 市長は、法人に対して中期目標を指示します。(法25条)
- ⑥ 法人は、中期目標を達成するための中期計画を作成し、市長に認可の申請を行います。(法26条)
- ⑦ 市長は、評価委員会の意見を聴き、議会の議決を経て中期計画を認可します。(法83条)
- ⑧ 法人は、中期計画に基づき、各年度の計画を作成し、市長に届け出ます。(法27条)

実施



- ⑨ 市長は、議会の議決を経て運営費負担金を支出するための予算措置をします。
 ⑩ 市長は、法人の病院運営に対して市が負担すべき運営費負担金を支出します。(法42条、85条)

評価



- ⑪ 法人は、年度終了時に年度実績報告書、財務諸表等を作成して市長に提出します。(法34条)
 ⑫ 市長は、評価委員会の意見を聴き、財務諸表を承認します。(法34条)
 ⑬ 法人は、年度実績報告書を評価委員会に提出し、評価を受けます。(法28条)
 ⑭ 評価委員会は、年度実績の評価結果を市長に報告します。
 また、評価委員会は、法人に対しても評価結果を通知するほか、必要に応じて業務運営の改善等を勧告することができます。(法28条)
 ⑮ 市長は、年度実績の評価結果を議会に報告します。(法28条)
 ⑯ 法人は、中期目標期間終了時、中期実績報告書を市長及び評価委員会に提出し、評価委員会の評価を受けます。(法29条、30条)
 ⑰ 評価委員会は、中期実績の評価結果を市長に報告します。
 また、評価委員会は、法人に対しても評価結果を示すほか、必要に応じて業務運営の改善等を勧告することができます。(法28条、30条)
 ⑱ 市長は、中期実績報告書及び中期実績の評価結果を議会に報告します。(法28条、30条)

